

矢作川沿岸地区
南部幹線水路（農専）実施設計その2業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所

項目	内容	備考
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目的) 第1-2条	本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における南部幹線水路(農専)の工事施工に資するための実施設計を行うものである。	
(場所) 第1-3条	本業務において対象とする南部幹線水路(農専)は、愛知県額田郡幸田町坂崎及び長嶺地先であり、「(別紙1) 対象施設」及び別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。 なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	1 別紙3に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2)東海農政局において、令和7年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できること。 (5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア)親会社と子会社の関係にある (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。	

項目	内容	備考														
(一般事項) 第1－6条	<p>○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p>															
(管理技術者) 第1－7条	<p>業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1)作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2)受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(照査技術者) 第1－8条	<p>1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p>															

項目	内容			備考
	資格	技術部門	選択科目	
	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業－農業農村工学	
		農業	農業土木又は農業農村工学	
	博士	農学		
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
(担当技術者) 第1－9条	2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。			
(配置技術者の確認) 第1－10条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。			
(保険加入) 第1－11条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。			
第2章 作業条件 (設計条件) 第2－1条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。			
	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 (1) 設計基本条件 ① 設計流量 1.432m ³ /s～1.199m ³ /s ② 設計水位 ・取水点E L. 105.500m (坂崎吐水槽地点) ・分水点E L. 57.160m (久保田第1分水工地点) ・分水点E L. 65.100m (久保田第2分水工地点) ・引渡点E L. 92.300m (会下余水槽地点) ③ 冬期用水 期間 10月6日から翌年3月31日まで 流量 0.18m ³ /s			

項目	内容	備考																
(参考図書) 第2-2条	<p>本業務の実施に当たって参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>名称</th><th>発行所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td><td>(社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>2</td><td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td><td>(社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>3</td><td>土地改良事業計画設計基準 設計「耐震設計」</td><td>(社)農業農村工学会</td></tr> </tbody> </table>	番号	名称	発行所	1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社)農業農村工学会	2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社)農業農村工学会	3	土地改良事業計画設計基準 設計「耐震設計」	(社)農業農村工学会					
番号	名称	発行所																
1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社)農業農村工学会																
2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社)農業農村工学会																
3	土地改良事業計画設計基準 設計「耐震設計」	(社)農業農村工学会																
(貸与資料等) 第2-3条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>名称</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況関係資料</td><td>土地改良施設整理台帳図面</td><td></td></tr> <tr> <td>事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">報告書</td><td>平成30年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和5年度 矢作川沿岸地区 施設計画とりまとめ等業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>その他必要資料</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面		事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）		報告書	平成30年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務	1式	令和5年度 矢作川沿岸地区 施設計画とりまとめ等業務	1式	その他	その他必要資料	1式	
分類	名称	数量																
現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面																	
	事業誌（矢作川総合地区、新矢作川用水地区）																	
報告書	平成30年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務	1式																
	令和5年度 矢作川沿岸地区 施設計画とりまとめ等業務	1式																
その他	その他必要資料	1式																
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1)参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2)参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																	
(関連業務) 第2-5条	<p>本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>矢作川沿岸地区 基準点測量他業務</td><td>令和7年4月～ 令和8年1月</td></tr> <tr> <td>2</td><td>矢作川沿岸地区 南部幹線水路 (農専) 実施設計他業務</td><td>令和7年7月～ 令和8年3月（予定）</td></tr> </tbody> </table>	番号	業務名	業務実施期間	1	矢作川沿岸地区 基準点測量他業務	令和7年4月～ 令和8年1月	2	矢作川沿岸地区 南部幹線水路 (農専) 実施設計他業務	令和7年7月～ 令和8年3月（予定）								
番号	業務名	業務実施期間																
1	矢作川沿岸地区 基準点測量他業務	令和7年4月～ 令和8年1月																
2	矢作川沿岸地区 南部幹線水路 (農専) 実施設計他業務	令和7年7月～ 令和8年3月（予定）																
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目、作業内容及び数量は、「（別紙2）作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>																	

項目	内容	備考
(設計作業の留意点) 第3－2条	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、 https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム(NETIS)は https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 <p>(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。</p> <p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。</p>	
(業務の成果品質確保対策) 第3－3条	<p>契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議</p> <p>業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員(主催)、監督職員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <p>①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④その他</p> <p>イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議す</p>	

項目	内容	備考
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3－4条	<p>るものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督職員(主催)、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p>	

項目	内容	備考
(公開用成果品の作成) 第3－5条	<p>ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途とりまとめること。</p>	
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（基本条件整理の段階） 第3回 中間打合せ（計画・設計の検討段階） 第4回 中間打合せ（施工計画立案の段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>	
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。	

項目	内容	備考
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2-1条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他 	
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

(別紙1)

対象施設

名称：南部幹線水路（農専）

施設項目	構造形式等	数量
パイプライン区間	最大取水量 $Q = 1.432 \text{m}^3/\text{s} \sim 1.199 \text{m}^3/\text{s}$	
	坂崎吐水槽工区	
	PC管 $\phi 1,000$	
	No. 0+0.00 ~ No. 1+6.00	16.00m
	No. 5+7.00 ~ No. 7+3.00	16.00m
	小計	32.00m
	坂崎工区	
	PC管 $\phi 1,000$	
	No. 0+0.00 ~ No. 1+16.00	36.00m
	IP. 4 ~ No. 6+13.637	16.00m
	No. 15+0.00 ~ No. 15+16.00	16.00m
	No. 16+1.775 ~ No. 21+3.62	101.845m
	小計	169.845m
	長嶺第2工区	
	PC管 $\phi 1,000$	
	No. 80+0.00 ~ No. 83+13.53	73.53m
	附帯施設	
	分水工（長嶺第2）	1箇所
	小計	73.53m
	長嶺第3工区	
	PC管 $\phi 1,000$	
	No. 83+13.53 ~ No. 85+9.20	35.67m
	No. 92+4.00 ~ No. 94+0.00	36.00m
	附帯施設	
	制水弁（第1号）	1箇所
	空気弁 $\phi 100$ （第13号）	1箇所
	小計	71.67m
	計	347.045m

(別紙2) 作業項目内訳表
実施設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	1式	
2. 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	
3. 設計計画		1式	
3-1. 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	1式	
3-2. 管種、管径の検討	管種、管径について詳細に比較し、決定する。	1式	
4. 水理検討			
4-1. 定常水理解析	詳細水理計算を行う。	1式	
5. 構造計算	各実施断面について内外圧に対する詳細構造計算を行う。	1式	
6. 構造図作成	各タイプの構造詳細図及びスラストブロックと異形管構造詳細図等を作成する。	1式	
7. 附帯構造物	各構造物の詳細構造計算をして決定する。	1式	
8. 附帯施設構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図を作成する。	1式	
9. 平面縦断図作成	詳細の平面縦断図、管割図を作成する。	1式	
10. 土工図作成	施工法区分毎、土工数量等を記入した土工図を作成する。	1式	
11. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管、附帯工、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	1式	
12. 施工計画	工程計画、施工の順序、方法や主要仮設の施工計画等の詳細計画図を作成する。	1式	
13. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1式	
14. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	1式	
15. 総合検討	上記作業について総合的に検討する。	1式	
16. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
17. 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	
18. 公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。公開すべきでない情報においては、適切にマスキング等の措置を講ずる。	1式	

(別紙3)

【割合】

下記の表の予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に10分の5を 乗じて得た額